

# 田原市の特定創業支援等事業のご案内

創業をお考えの方、創業後間もない方（創業後5年未満）へ

田原市は、平成26年1月20日に施行された産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画（平成30年7月9日以降は創業支援等事業計画）を作成し、国から認定を受けています。この認定に伴い、田原市内において実施する「特定創業支援等事業」の支援を受け、創業をお考えの方、創業後間もない方（創業後5年未満）が、以下の優遇措置の適用対象となります。

## 1. 特定創業支援等事業とは

創業を行おうとする方に対する継続的な支援で、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が身につく事業をいいます。具体的には、1か月以上にわたり4回以上、創業支援等事業者からアドバイス等を受け、経営、財務、人材育成、販路開拓のノウハウを習得できたと認められる場合に特定創業支援等事業を受けたこととなります。

## 2. 特定創業支援等事業を受けると次のメリットがあります

1	<p>■会社設立時の登録免許税の減免</p> <p>事業を営んでいない個人 または 事業を開始した日以後5年を経過していない個人が、新たに会社を設立する際に、「特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明書」を法務局に提出することにより登録免許税の軽減を受けられます。</p> <p>・株式会社・合同会社を設立する場合 資本金額の0.7%⇒資本金額の0.35%</p>
2	<p>■信用保証協会「創業関連保証」の特例</p> <p>無担保・第三者保証人なしの創業関連保証を、事業開始の6か月前から利用することが可能です。（通常は、法人開業は、事業開始の2か月前、個人開業は、事業開始の1か月前）保証の特例を受けるためには、手続を行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書（写し可）を提出し、別途、審査を受ける必要があります。</p>
3	<p>■日本政策金融公庫「新規開業・スタートアップ支援資金」の貸付利率引き下げ</p> <p>日本政策金融公庫の新規開業・スタートアップ支援資金について、貸付利率の引き下げ対象として同資金を利用することができます。（別途審査を受ける必要があります）</p>
4	<p>■田原市中小企業者総合支援事業補助金</p> <p>特定創業支援等事業を受けることは、田原市中小企業者総合支援事業補助金の創業支援事業について、補助対象者の要件となっています。</p> <p>・備品購入に係る経費の1/2を補助します。（上限50万円）</p>

## 3. メリットを受けるためには

上記メリットを受けるためには、特定創業支援等事業を受けたことについて、田原市長の証明が必要になります。証明を受けたい方は、所定の申請書を市に提出してください。創業カルテを確認のうえ、証明書を発行します。申請から証明書の発行までは約1週間かかりますので、余裕をもって申請してください。

# 田原市の特定創業支援等事業

次の表に示す支援事業が特定創業支援等事業に該当します。

創業支援等事業者	支援事業
田原市商工会・渥美商工会	経営相談、財務相談、人材育成相談、販路開拓相談、創業塾開催
地元金融機関(*1)	経営相談、財務相談、人材育成相談、販路開拓相談
(株)日本政策金融公庫	経営相談、財務相談、人材育成相談、販路開拓相談
(株)あつまるタウン田原	経営相談、販路開拓相談、創業塾開催

(\*1) 地元金融機関(市内に支店のある金融機関)

岡崎信用金庫、蒲郡信用金庫、豊川信用金庫、豊橋商工信用組合、豊橋信用金庫、三菱UFJ銀行

※複数の創業支援等事業者の支援事業の組み合わせにより、特定創業支援等事業の条件を満たした場合、特定創業支援等事業を受けたこととなります。なお、単独の創業支援等事業者のみでも特定創業支援等事業の条件を満たしていれば、特定創業支援等事業を受けたこととなります。

経営、財務、人材育成、販路開拓のノウハウとは、次のような内容をいいます。

区 分	内 容
経 営	経営全般、経営理念、経営戦略、事業計画策定、知財等に関すること
財 務	財務、会計、経理、税務、資金繰り、資金調達等に関すること
人材育成	従業員の雇用、人材確保、人事・労務管理、人材育成等に関すること
販路開拓	商品開発、マーケティング、店舗演出、販売促進、販路開拓等に関する こと

《問合せ先》

田原市役所 商工観光部 商工課

〒441-3492 田原市田原町南番場 30-1

電話：0531-27-7331 FAX：0531-27-7082 メール：syoko@city.tahara.aichi.jp